

私立保育園施設長 様

保育サービス推進担当課長

特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について

日頃より、大田区の保育施策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記の件に関し、東京都から別紙「特定教育・保育施設等における事故の報告について(令和7年3月31日付6福祉子保第5646号)」及び「教育・保育施設等における事故発生時の対応について(令和7年3月31日付6福祉子保第5649号)」のとおり通知が出ております。

この通知に基づき、本区への事故報告の手続きについては下記の手順にてご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 通知概要

区への事故報告様式(民間保育所に対する運営費実施要綱第7号様式)(以下、区様式という。)に特段の変更はなく、報告手続きのしくみ自体は従前のとおりですが、提出方法にLoGoフォームでの送信を追加いたしました。

2 事故報告の流れ

- ① 報告事由の発生 ⇒ 区様式を作成し、区に提出(郵送・持参・LoGo フォームでの送信)
- ② 死亡事故や重篤な事故、その他重大事故につながるおそれがある事故などが発生した場合は
即日区に報告。詳細確認後、区から園に国または都様式を送付 ⇒ 様式作成後、区に提出(区から東京都へ提出)

3 報告事由及び提出する様式

報告事由	提出する 区様式	国または 都様式
受診した怪我等 (完治に 30 日以上かかる場合⇒※)	第7号様式 (1)(2)(3)	※
迷子(見失い)、置き去り、連れ去りなど		○
その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案(児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む)		○
食物アレルギー関連(発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合)(発症し入院措置等になった場合⇒※)	第7号様式 (4)	※
食物アレルギー発症(施設及び保護者が把握している以外で発症した場合)(入院措置等になった場合⇒※)		※

4 報告書の提出期日

事案	区様式 提出期日
アレルギー発症または誤飲食、重大事故につながるおそれがある事故の発生等、対応に緊急性がある場合	遅くとも発生の翌日。 発生後は早急に区に電話報告する。
医療機関の診断の結果、入院、手術または後遺障害等、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合	遅くとも3日以内。 経過報告を一定期間提出する。
事故の原因について保護者が納得していないなど、トラブルが予想される場合	遅くとも3日以内。 保護者との交渉経過等は後日報告書を提出する。
1回の通院で完治したなど怪我の程度が軽微であり、事故について保護者の理解も得られている場合	1ヶ月単位でまとめ、定例の園長会またはその他の方法で提出する。
児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案(一定程度の確認期間と慎重な判断を要するもの)	施設が事実確認した日の翌日。 確認後は早急に区に電話報告する。

※ 国または都様式には、第1報は事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度に報告するよう記載されています。

5 その他

別紙「教育・保育施設等における事故発生時の対応について(令和7年3月31日付6福祉子保第5649号)」の1における、感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じた際の対応についても都様式にて報告をしていただきます。

(報告先・問い合わせ先)
大田区こども家庭部保育サービス課
保育サービス基盤担当
TEL : 03-5744-1727
E-mail : kod-kiban@city.ota.tokyo.jp